

令和 2 年 4 月 30 日現在

機関番号：20102

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K17044

研究課題名（和文）執政制度とコーポラティズムの関係変容：フランス家族政策を事例に

研究課題名（英文）A Changing Relation between Executive Branch and Corporatism: A Case Study of French Family Policy

研究代表者

千田 航 (Chida, Wataru)

釧路公立大学・経済学部・准教授

研究者番号：80706747

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：フランスは手厚い家族政策を実施する国として知られている。しかし、2015年に家族手当への所得要件の追加がみられ、これは家族政策の削減にあたる。本研究の目的は、なぜフランスで家族政策の削減が行われたのかを説明することである。本研究では財政赤字削減に向けたオランダ政権の政治的戦略が家族手当への所得要件の追加に向かわせたといえる。加えて、仕事と家族生活の調和に伴うサービス給付の拡大のおかげで、代替案として現金給付の削減が行われたという制度的な拘束力も説明に必要だとわかった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学術的意義として政策決定における利益と制度の関係の理論的適用可能性の拡大が挙げられる。当初はオランダ政権の政治的戦略（予算削減の利益）のみを理論枠組みとして用いていたが、社会的投資やジェンダーなどの他の要因から制度的な拘束力があり、それも考慮した政策決定のモデルを示せたことは重要な意味をもつ。社会的意義としては、家族政策における普遍主義の強さが明確になったことが挙げられる。また、仕事と家族生活の調和が強く求められるなかで社会的投資の役割が家族政策のサービス給付の拡大として重視されていることもわかった。

研究成果の概要（英文）：France is known as a country that implements generous family policies. But, in 2015 family allowances added an income ceiling which reduced the amount. This reform was a reduction in family policy. The purpose of this study is to explain why the reduction was decided. In this study, the political strategy of the Hollande administration to reduce the budget deficit led to the addition of income ceiling to family allowances. In addition, it turns out that we need the explanation of institutional stickiness that the reduction of cash benefits was an alternative plan not to cut service benefits because of realizing the reconciliation of work and family life.

研究分野：政治学

キーワード：比較政治学 福祉国家 家族政策 フランス

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

フランスでは2015年7月から家族手当(allocation familiale)に所得要件が追加された。この結果、高所得者層の手当額が半額ないしは4分の1となった。家族手当は戦前からすべての就業者を対象に支給され、家族政策のなかでも普遍主義を代表する施策であった。財政状況が厳しくとも家族手当の普遍主義的性格はフランスの伝統として守られてきた。

この抵抗で大きな影響力をもった利益団体が全国家族協会連合(UNAF)であった。UNAFは家族の経済的・精神的な利益の発展を目的として設立されたアソシアションである。1980年代まではそれぞれの政権を支持しながら家族政策の発展を支えてきた。それに対して、1995年の社会保障改革に組み込まれた家族政策の削減提案では家族手当の普遍主義的性格は守り、「自由選択」の実現を目指す家族政策の再編を主導した。

このように考えたならば、2015年の家族手当への所得要件導入はUNAFの影響力の低下から説明できる。予算削減は2015年に初めて成功した画期的な出来事であった。その一方で、所得要件導入は普遍主義的性格を残したため利益団体の影響力が継続したままとも考えられる。この緩やかな予算削減へと至る政治は、コーポラティズムによって発展してきた保守主義レジームの終焉なのか、普遍主義的性格を死守したコーポラティズムの維持なのか。こうした背景と問題関心に沿って本研究を進めていきたい。

2. 研究の目的

2000年代を通じて財政的にも安定していたフランスの家族政策は2015年から削減に転じた。本研究の目的はこの削減がなぜ可能であったかを解明することである。フランスは半大統領制のもとで大統領の権限が強いため、大統領が主導した社会保障の削減の実現は容易だと考えられる。しかし、フランスの家族政策をみていくと、利益団体の影響力が強く、削減は困難であった。本研究は2015年の削減要因にコーポラティズムの影響力を削ぐ制度改革があることを解明する。執政制度は制度改革から利益団体の影響力を削いだといえる。ただし、利益団体も厳しい財政状況を認識しており、政権との協調路線へと態度を変化させることで削減を限定的なものにとどめたことを説明したい。

3. 研究の方法

平成28年度は執政制度と福祉国家との関係に力点を置き、執政制度に関連する文献からコーポラティズムの変容を解明する理論枠組みの提示を目指す。また、家族高等委員会の政治過程を分析する。平成29年度は1ヶ月程度のフランス滞在を通じてUNAF内部での権力関係や政権との協調・対立関係について資料収集やインタビューを行う。さらに家族高等委員会でのUNAFの活動についても資料収集を進める。平成30年度は2015年の家族手当への所得要件導入が執政制度の改革によるUNAFの影響力低下から導き出されるのを明らかにする。

4. 研究成果

本研究は、当初、フランス家族政策の削減への転換を半大統領制と利益団体との関係のみで説明しようとしていた。実際、当該研究の関心に沿って執政制度と福祉国家との関係を軸に家族政策の変容について考察した論文「フランス半大統領制における家族政策の削減と再編 1990年代の利益団体の抵抗と「自由選択」」を公表することができた。

しかし、半大統領制におけるリーダーシップの変容は2002年以降の選挙で大統領と国民議会の多数派がほぼ同一政党になる憲法改正後の変化から説明できるものだと想定される。その一方で家族政策における削減の動きは2015年まで起こらなかった。つまり、半大統領制の動きが家族政策の削減の動きに影響を及ぼすまでに10年以上の歳月を経ていることをどのように説明すべきかが問題になる。たとえば、サルコジ政権下では家族政策の政策決定に重要な役割を担っていた全国家族会議が開催されなくなり、諮問機関である家族高等委員会に吸収されたという事実が本研究の調査で明らかになっている。これがリーダーシップの変容による家族政策の意思決定に影響を与えたことになるわけだが、なぜサルコジ政権下での制度変化になったのかは憲法改正から説明できないのである。したがって、利益や戦略だけの説明に限界があることが次第にわかってきた。

そこで外的環境や制度による利益・選好の制約も考慮した政策変化について説明する必要があるとして、さらなる理論枠組みの精緻化に取り組むことになった。

その際には、これまで研究でも用いてきた漸進的変容論の適用が有効であることが再認識された。漸進的変容論は制度の拘束力の枠内でも一定程度の変化が起こることを帰納的なメカニズムによって説明しようとする歴史的制度論のなかのひとつの理論だといえる。漸進的変容論のなかでも様々なパターンが指摘されているところだが、ここでは制度併設と呼ばれる変容に着目して議論を進めていくことにした。

これまでの研究でも制度併設を用いてフランス家族政策を説明してきたが、それに対して当該研究でリーダーシップの変容など利益や選好・戦略を用いた理由を説明する必要があるだろう。歴史的制度論は中長期的な政策の変容や継続を説明するのに適している。しかし、本研究は2015年の削減をピンポイントで説明したいと考えた。そのためには歴史的制度論よりもリーダーシップの変容に影響された利益や選好によって説明するほうが効果的だろう。漸進的変容論で政策変化のパターンを帰納的に追うことはできるものの、最終的な政策変化のタイミングは

偶発性を伴うものになるため、なぜ 2015 年というタイミングで削減することになったのかは漸進的変容論以外の説明を要するという理由がある。

以上で述べてきた理由から利益や選好による説明と漸進的変容論による説明のいずれかのみでの説明には限界があることがわかる。そこで、漸進的変容論でのパターンで説明できる範囲では制度の拘束力が機能し、そのうえで 2002 年以降のリーダーシップの変容によって削減が生じたと説明することに至った。

表で説明するように、1970 年代後半から既存の普遍主義的現金給付（家族手当）に加えて、保育サービスや多子家族支援など特定の家族を支援する現金給付が付加され始め、それが徐々に拡大していくことになった。それ以降、制度併設では新規の制度が拡大し侵食していくことで既存の政策（家族手当）が不安定になっていくことがメカニズムとして説明される。それに沿うようにして、フランス家族政策も保育サービスへのニーズの増大とともに新規の制度の重要性が増していき、家族手当への所得要件の追加という既存の政策の不安定化を招いたといえるのである。その際に重要であったのは右派左派という政治的な対立軸ではなく、半大統領制におけるリーダーシップの変容にあったといえるのである。このように考えると、それまでの全国家族協会連合を軸としたコーポラティズムの影響は少なくとも形を変えて存在せざるを得ない状況になったといえるだろう。

表 漸進的変容論（制度併設）とフランス家族政策の対応関係

新しい要素の「付加」	1970 年代後半～	補足的給付の前身の創設
新制度の拡大	1990 年代	保育ママの急拡大
中心部への侵食	1990 年代半ば～	家族手当の所得制限の提案
支持の横取り	2004 年	補足的給付に「自由選択」
既存制度の不安定イメージ	2010 年代	家族手当の財政問題
既存制度の漸進的崩壊	2015 年	家族手当の所得要件の追加 ジェンダー平等の推進

出典：筆者作成。

こうした研究の成果をふまえて、平成 30 年にはフランス家族政策の全体像を「自由選択」という視点から論じた『フランスにおける雇用と子育ての「自由選択」 家族政策の福祉政治』を刊行することができた。主には 2004 年までの保育サービスとそれに関連する現金給付の発展を説明し、そのなかでフランスの手厚い家族政策を提供する現状を位置づけるものであった。それでも、本研究の成果があったために、2010 年以降の削減の変化についても本書で論じることができたのであった。本研究の成果については、他の論文を刊行したほか、現在も論文を投稿中である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 千田航	4. 巻 69
2. 論文標題 フランスの保育サービスと認定保育ママ 日本への示唆	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 公共選択	6. 最初と最後の頁 76-92
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 千田航	4. 巻 18
2. 論文標題 フランス半大統領における家族政策の削減と再編	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 日本比較政治学会年報 執政制度の比較政治学	6. 最初と最後の頁 239-260
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 千田航
2. 発表標題 フランスにおける多様な保育サービスと認定保育ママ制度
3. 学会等名 東京大学発達保育実践政策学センター保育・子育て政策研究カンファレンス
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 千田航
2. 発表標題 フランス福祉国家の普遍主義と租税化
3. 学会等名 日本比較政治学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 千田航	4. 発行年 2018年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 292
3. 書名 フランスにおける雇用と子育ての「自由選択」 家族政策の福祉政治	

1. 著者名 津田由美子・松尾秀哉・正躰朝香・日野愛郎	4. 発行年 2018年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 282
3. 書名 現代ベルギー政治	

1. 著者名 三浦まり編	4. 発行年 2018年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 320
3. 書名 社会への投資 個人を支える つながり を築く	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----